

御所市における職員の定年延長に伴う例規整備等支援業務 仕様書

1. 本業務の目的

本業務は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正後の地方公務員法」という。）により令和5年度において60歳に到達する職員から段階的に引き上げられる定年について、改正後の地方公務員法に基づく新たな制度への適正な移行をスムーズに実施するため、必要な例規の整備を行うことを目的とする。

2. 委託期間

本業務は債務負担行為を設定しており、期間は契約締結の日から令和5年3月31日までの期間とする。

3. 委託する業務内容

令和3年度

(1) 制度移行のための相談、情報提供

- ・ 検討事項の調査・整理を支援するためのチェックシートの提供
- ・ 人事担当者からの相談への対応、アドバイス又は情報提供
- ・ 制度検討を要する事項について解釈の指針となる制度検討マニュアルの提供
- ・ 庁内において制度説明会を人事担当者が行う際、制度概要を説明した動画を利用できるようにパッケージ化して提供
- ・ 上記その他の情報提供の安定性を確保するため情報提供

(2) 例規整備支援業務

- ・ 調査着手の時点で既存の例規（例規に登載する本庁以外の一部事務組合、広域連合等その他の関係団体に係るものを除く。）中に存在する改正後の地方公務員法により影響がある例規の洗い出し（定年に関する規定、再任用に係る規定、給与に関する規定、職名に関する規定、退職手当に関する規定等検討を要する事項を定めている規定の洗い出し。ただし、過去の改正漏れに関する事項その他の定年延長に関係しないもの及び政策判断に基づくものを除く。）

令和4年度

(1) 制度移行のための相談、情報提供

- ・ 人事担当者からの相談への対応・アドバイス又は情報提供
- ・ 情報提供の安定性を確保するため情報提供

(2) 例規整備支援業務

- ・ 洗い出した例規に対する改正案の見え消し案及び改正事項を整理した一覧を提供する。
- ・ 見え消し案において改正を確定した後、当該例規の改正案を成文化（条例のみ改正文案以外に新旧対照表を提供）して提供する。

- ・ 役職定年制度に伴う職の設置に関する条例案、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴う条例案その他法令の委任に基づき新規制定が必要と思われる条例及び規則のモデル案（国が参考例を示す場合は原則としてその案により、また、当該規定の運用に係る規定は除く。）

4. 成果品

令和3年度

- ・ 職員の定年延長に伴う例規情報提供
- ・ 制度検討マニュアル
- ・ 検討課題整理チェックシート
- ・ 影響のある例規の洗出しリスト
- ・ 庁内説明会用研修動画パッケージ

令和4年度

- ・ 職員の定年延長に伴う情報提供
- ・ 既存例規における改廃検討用の見え消し案及び整理リスト
- ・ 見え消し案確定後の例規改正文案
(例規ごとの納品とし、条例のみ改正文案以外に新旧対照表を提供)
- ・ 新規制定が必要と思われる条例及び規則のモデル案
(各案の立案は原則として1回とし、配字、フォント、数字等の全角半角その他のレイアウトは、受託者の標準仕様とする。)

5. 成果品の検査

- ・ 本業務の成果品は、発注者の検査を受けた後、発注者の指定する場所への納品するものとする。

6. 納期

令和3年度

- ・ 令和4年3月31日とする。

令和4年度

- ・ 条例については令和4年7月30日
- ・ 規則等については令和4年10月28日
- ・ その他については令和5年3月31日とする。

以上の成果品は、原則としてWEBサイト又はメールによる提供（動画パッケージはネット配信サービスによる提供）とし、条文等のデータの加工が可能な形式での納品とする。この場合において、委託者及び受託者双方の協議により、委託の期間内において作業上納品されたものは、当該メールでの受領をもって納品があったものとみなすことができる。